

高槻認定こども園分室（年度利用保育）のご案内

●お申込の際には必ず入室要件をご確認の上、保育幼稚園事業課で申請してください。

●所在地：城内町1-14（高槻認定こども園（八丁畷町）とは別の場所です。）

●見学の問い合わせ：072-676-7441（高槻認定こども園分室）

※見学については、ご希望の日時にそえない場合があります。

●入室に関する問い合わせ：072-674-7692（保育幼稚園事業課）

※令和9年4月に開設予定の「五領認定こども園分室（年度利用保育）」については、47～48ページをご確認ください。

<施設概要>



[ID: 3287]

認可保育施設・事業所の利用希望者のうち、保育の必要性が高い方（週5日勤務かつ週30時間以上の就労が常態となっている方や、同条件で就労予定の方など）で、認可保育施設等の利用ができていない児童に対し、臨時的に入室することができる「高槻認定こども園分室（年度利用保育）」があります。

※高槻認定こども園分室（年度利用保育）の運営は、株式会社ポピンズエデュケアに委託しています。

1. 入室要件

◆認可保育施設（2・3号）の入所選考に申し込み中（待機中）の児童で、以下に当てはまるもの

- ◆ 週5日勤務かつ週30時間以上就労を常態としている
- ◆ 週5日勤務かつ週30時間以上就労を常態とすることが決まっている（就労予定）
- ◆ 妊娠・出産要件（産前産後期間）または災害復旧要件等
- ※ 幼稚園・事業所内保育事業所（従業員枠含む）・企業主導型保育事業に在籍している児童は除きます。

2. 概要

<対象年齢> 0歳児 ～ 5歳児（生後57日目から入室可）

<定員> 50名 ※入室児童の年齢構成等によっては、定員に達していなくても入室できないことがあります（0歳児の児童数が多い場合等）。

<開室時間> 午前7：00 ～ 午後7：00（午後6：00以降は別途申請および延長利用料が必要です。）

<利用期限> 入室年度の3月31日まで（就労予定は入室後2ヶ月まで、産前産後・災害復旧等は期間終了まで）
※詳細は次ページ<入室要件の取扱い・利用期限>参照

<利用料> 0～1歳児：月額35,000円（市民税非課税世帯は無料、兄弟姉妹減免制度あり）

2歳児：無料

3歳以上児：無料（給食費月額5,800円が保護者の実費負担となります）

※退室日は原則月末付けです（利用の有無にかかわらず1ヶ月分の保育料が必要）。ただし、月途中で市外転出される場合等を除きます（退室届の提出は退室の前月末までをお願いします）。

<延長利用料> 月額2,000円 ※月途中入退室の場合の日割り計算可（ただし、上記と同じ条件の場合のみ）

<給食> 施設内調理

令和9年3月まで：食物アレルギー対応については、卵・乳のみ、量の多少に関係なく完全除去食対応となります。それ以外のアレルギーについては対応できませんので、弁当持参のご協力をお願いいたします。なお、おやつ時間に提供する菓子・牛乳・ヨーグルトについては、卵・乳・小麦を含まない菓子及び豆乳の代替食対応となります。また、0歳児における粉ミルクについては、代替品で対応します。詳細は保育幼稚園総務課（072-648-3273）までお問い合わせください。

令和9年4月から：食物アレルギー対応については、原則として完全除去食対応となります。詳細は保育幼稚園総務課（072-648-3273）までお問い合わせください。

<多子世帯の負担軽減について>

多子世帯については、負担を軽減する制度があります。なお、上の子・下の子に関わりなく、高槻認定こども園分室（年度利用保育）の保育料減免が優先されます（詳細は、42ページ【7. 多子世帯負担軽減制度について】をご参照ください）。

<次ページへ続く>

- ＜そ の 他＞ ＊保育士の配置基準、入室児童１人あたりの面積基準等は認可保育施設に準じます。
- ＊イベントはお誕生日会程度になります。運動会等の行事はありません。
- ＊お子様の個別の状況によっては、入室いただけない場合があります。ご心配がある場合は、予め、保育幼稚園総務課（648-3273）へご相談いただきますよう、お願いします。

3. 入室日および申込締切（※入室申込の受付は入室要件を満たす時から可能となります）

令和8年10月～令和9年3月入室申込について

- ◆入 室 日：１日入室（入室月末日までの育休復帰・就労開始が必要）
- ◆申 請 締 切 日：前月１０日締切（例：５月１日入室 ⇒ ４月１０日締切）
 ※１０日が土日祝日の場合は、前開庁日となります。
 ※申込手続きは保育幼稚園事業課窓口又は郵送での受付となります（FAXでの受付不可）。
- ◆選考結果判明日：前月２２日頃 ※内定者にのみ文書通知します。

令和9年4月入室申込について

- ◆入 室 日：令和9年4月１日入室（入室月末日までの育休復帰・就労開始が必要）
- ◆申 請 締 切 日：第１期：２月１２日締切 第２期：３月１７日締切予定
 ※申込手続きは保育幼稚園事業課窓口又は郵送での受付となります（FAXでの受付不可）。

※令和8年度中に入室・入室申込されている方も、令和9年度の利用を希望する場合は、再度入室申請いただく必要があります。

4. 入室における注意事項（以下の内容をご了承いただいた上でお申し込みください）

＜入室選考＞

- ◆ クラス年齢別の定員設定はありません。
- ◆ 入室児童の年齢構成等によっては、定員に達していなくても入室できないことがあります（０歳児が多い場合等）。
- ◆ 申請多数となった場合は、認可保育施設等の利用調整の点数を引用して選考します。
- ◆ 五領認定こども園分室（年度利用保育）との併願はできません。（幼稚園（通常の幼稚園枠）・認定こども園１号、西大冠幼稚園就労支援型預かり保育、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室との併願は可能です。）

＜延長保育の利用＞

- ◆ 延長保育の利用には申請が必要です。予め延長保育を利用することが明らかな場合は、申請時に申請書の口欄をチェック（☑）してください。延長保育の利用回数に関わらず料金（月額 2,000 円）が発生します。申請および入室後、延長保育が必要または不要となった場合は、別途様式で申請が必要です（申請月の翌月から変更となります）。

＜（就労予定で入室された場合）就労証明書の再提出について＞

実際に就労開始された後、就労証明書を再提出してください。

※ 入室後の契約内容の確認になりますので、勤務先に記入していただくようお願いします。

※ 提出期限：入室後２ヶ月以内

＜入室要件の取扱い・利用期限＞

- ◆ 入室後も、認可保育施設（２・３号）への入所申請は継続いただきます。また、認可保育施設（２・３号）に内定となった場合、高槻認定こども園分室（年度利用保育）は退室いただくことになります。
 ※ 内定を辞退された場合にも、高槻認定こども園分室（年度利用保育）の利用を継続することはできません。
- ◆ 入室後、退職、勤務時間の縮小（週３０時間未満）等の理由で入室要件を満たさなくなった場合、その月末で退室となります。
 ※ 月末までに再就職等により再度入室要件を満たした場合は、この限りではありません。
- ◆ 申込締切時に、就労予定で入室された場合、利用期限は入室後２ヶ月までとなります。
 ※ 就労証明書の再提出により、契約内容が確認できた場合に限り、利用期限が年度末までとなります。
 ※ 就労証明書において、週５日勤務かつ週３０時間以上の契約内容が確認できない場合、退室となります。
- ◆ 育児休業明け復帰の方は、産後休暇・育児休業等復帰証明書の提出が必要です。
 ※ 育休復帰証において、週５日勤務かつ週３０時間以上の契約内容が確認できない場合、退室となります。
- ◆ 申請締切時に、妊娠・出産または災害復旧等で入室された場合、利用期限は期間終了日が属する月の月末です。

